

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 7 年 1 1 月 4 日

福島県相双農林事務所長

工事（委託業務）番号	2 5 - 3 6 2 6 0 - 0 3 5 2
工事（委託業務）名	復興基盤総合整備 0 7 0 2 工事
質 問 事 項	
1. 掘削について 掘削は 0.8m³ バックホウになっていますが、点在箇所現場 1 箇所が 5～10m³ 位の数量であり機械能力が大きすぎると思われますが、いかがでしょうか。 ご教示お願い致します。 2. 舗装について ・舗装箇所が点在し、施工幅は 3.0m 以上ですが、施工延長 4.0m となっています。フィニッシャー、タイヤローラ、マカダムローラの作業走行距離がないため、施工が難しいと思われますが、いかがでしょうか。 ・施工が全て摺付のためロート状になっており三角部分は人力施工となると思われますが、いかがでしょうか。 ・特記仕様書では舗装切断は面取切断になっておりますが、金抜設計書では計上されておられません。 ご教示お願い致します。 3. 残土運搬について 1 箇所当りの土量が少ない箇所も 10 t ダンプを使用するのでしょうか。ご教示お願い致します。 4. 土砂補充について 積込は計上されていますが、運搬は計上されておられません。材料は発生土を使用するのでしょうか。 積込は 2.0m³ ですが、0.8m³ バックホウで計上されており、小規模と考えられます。ご教示お願い致します。 5. ガードマンについて 人数が 6 人となっていますが現場が点在しているため増加が考えられます。その場合、変更協議可能でしょうか。ご教示お願い致します。 6. 現場内小運搬について 現場が点在しているため大型機械の現場内小運搬が必要と考えられます。現場間の距離があるため、自走移動は現道及び一般車に影響を及ぼすと思われますが、いかがでしょうか。 ご教示お願い致します。	

7. グレーチング蓋設置について 材料のみの計上ですが、柵の加工費用（既設柵の切上げ設置又はかさ上げ設置）が必要と考えられますがいかがでしょうか。ご教示お願い致します。 8. 法面保護について 現場は軟岩（泥岩）の土質ですが、芝付は張芝でよろしいでしょうか。ご教示お願い致します。
--

回 答 事 項
1. 現場状況を踏まえ、必要に応じ、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。 2. 機種は幅員から選定しております。なお、機械施工が困難な部分については、必要に応じ、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。また、舗装切断は、S 単 17 号「SA0223 SP 舗装版切断 アスファルト舗装版 15cm 以下」の施工単価としておりますが、面取については、現地検測による必要延長について、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。 3. 現場状況を踏まえ、必要に応じ、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。 4. 土砂の積込ではなく、土砂の投入となります。材料は発生土使用です。なお、現場状況を踏まえ、必要に応じ、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。 5. 交通誘導員（ガードマン）の配置については、必要人数について、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。 6. 農道（砂利道）の通行を優先の上、農道以外の現道（市道）の通行に当たっては、市道管理者と発注者が事前に調整を行うとともに、一般車に対する交通誘導員の配置に係る必要人数について、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。 7. 加工が必要な場合、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。 8. 張芝としておりますが、土質に応じ、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7998 号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7986 号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。